

【件名】障害福祉事業の見直しについて

【要旨】（目的・内容・対象・時期・今後の方向等）

令和8年4月より内容を見直す障害福祉事業（障害者手当等及び地域生活支援事業）について以下のとおり報告する。

1 障害者福祉手当（第2種）及び難病患者福祉手当の支給額の増額

(1)目的

医療費や物価高騰等給付対象者の経済面での厳しい状況を鑑み、障害者の福祉を更に増進するため、現行の障害者福祉手当（第2種）及び難病患者福祉手当の支給額を引き上げる。

(2)今後の予定

令和8年1月 区議会第1回定例会において中野区障害者福祉手当条例及び  
中野区難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例に関する議案提出  
4月 手当の改正

2 日常生活用具（ストーマ装具）給付費の限度額の増額

日常生活用具（ストーマ装具）給付費の限度額を引き上げ、重度障害者等の日常生活を安全かつ容易なものとすることを推進する。

3 重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業の拡充

(1)目的

年間利用上限時間の拡充、訪問看護事業所委託料増額、実施場所を学校等へ拡充し、重症心身障害児（者）又は医療的ケア児の健康の保持と介護する家族等の負担軽減及び就労の支援を促進する。

(2)内容

- ①利用上限時間の拡充 年間144時→288時間
- ②訪問看護事業所委託料の増額
- ③実施場所を自宅だけでなく、学校等へ拡充

4 人工肛門用装具等購入助成制度の廃止

日常生活用具（ストーマ装具）給付開始前に、人工肛門及び人工膀胱用具の購入費

の一部を助成することにより人工肛門装着者等の経済負担を軽減する事業として行ってきた。上記2、日常生活用具（ストーマ装具）給付費の限度額の増額とともに事業を見直し、対象者への支援制度の適正化を図り制度を廃止する。

## 5 就職奨励金事業の廃止

就労移行支援または就労継続支援の施設で訓練を終了し、就職により自立する場合に、必要な生活用品の購入費の支給（就職奨励金として36,000円を支給）を行ってきたが、障害福祉サービスの充実により事業を廃止する。